



平成 24 年 7 月 20 日

各 位

上場会社名 ニッシン債権回収株式会社
 代表者 代表取締役社長 森 泉 浩 一
 兼執行役員投資事業部長
 (東証マザーズ コード番号: 8426)
 問合せ先 常務取締役 山 口 達 也
 兼執行役員経営管理部長
 電話番号 (東京) 03-5210-1751

ブルーホライズン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、ブルーホライズン合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する 1 株当たりの買付価格を 442 円（以下「本公開買付価格」といいます。）とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、さらに、公開買付者によれば、本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である 575 円（以下「第二回公開買付価格」といいます。）を買付価格とする公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を実施する予定であるとのことですが、当社取締役会は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ当社を公開買付者の 100%子会社とするための手続（いわゆるスクイズアウト。以下「本普通株式全部取得手続」といい、本公開買付け、第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続を併せて「本取引」といいます。）を実施することも相当であると考える旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、本普通株式全部取得手続の結果、当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1)名称	ブルーホライズン合同会社	
(2)所在地	東京都港区西新橋一丁目2番9号 EPコンサルティングサービス内	
(3)代表者の役職・氏名	職務執行者	滝澤 和政
(4)事業内容	当社の発行済株式及び当社に対する貸付債権を取得及び保有すること	
(5)資本金	10万円	
(6)設立年月	平成23年9月	
(7)大株主及び持分比率 (平成24年7月20日現在)	トレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー 50% トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシー 50%	
(8)当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係等	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係

		はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の 関連当事者には該当しません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて、後記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり、取締役の全員一致により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明することを決議いたしました。

もともと、本公開買付価格については、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、当社株主が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることが望ましいと判断いたしました。

前記のとおり、公開買付者によれば、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である575円を買付価格とする第二回公開買付けを実施し、その後公開買付者が本普通株式全部取得手続を実施する予定であるとのことです。当社は、第二回公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、当社として現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すべきであること、及び、第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考えております。

なお、前記取締役会決議は、後記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された方法により決議されております。

また、本公開買付けの内容の詳細につきましては、公開買付者作成の別紙「本公開買付けの詳細」及び本公開買付けの開始日に公開買付者から提出されます公開買付届出書をご参照ください。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けを含む本取引、本スポンサー契約及び本再生計画の概要

(a) 本公開買付けを含む本取引、本スポンサー契約及び本再生計画の全体像

当社は、本日付で別途開示しております「スポンサー契約の締結及び再生計画の成立に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、公開買付者との間で、スポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。）を締結し、公開買付者を当社グループ（当社並びに当社の子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）のスポンサーとして選定いたしました。

本スポンサー契約は、当社の事業価値の維持・最大化等を基本理念として、公開買付者を当社グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に当社の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、

(i) 公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて当社の発行済普通株式の全てを取得すること、及び、(ii) 当社が公開買付者を当社グループのスポンサーとすることを前提とした再生計

画案（以下「本再生計画案」といいます。）を本日付で策定し、当該計画に基づき公開買付者又は当社が当該計画の対象となる当社の主要な金融債権者の有する当社又は当社子会社に対する債権及び当社の第1回第一種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）等を譲り受けることを骨子としております（本スポンサー契約の概要については後記「②（c）本スポンサー契約の概要」をご参照ください。）。

また、当社は、本スポンサー契約に基づき、本再生計画案を策定し、本日付で、当該計画の対象となる主要な金融債権者全員から、本再生計画案に対する同意を取得いたしました（かかる同意によって成立した当社の再生計画を以下「本再生計画」といいます。概要については、後記「②（d）本再生計画の概要」をご参照ください。）。

本取引は、前記の本スポンサー契約に規定される諸取引のうち、当社普通株式に関する内容を具体化するものであり、本公開買付け、第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続から構成される当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的とする一連の取引として行われるものです。

(b) 本公開買付けの概要

本公開買付けは、前記のとおり、本取引の一環として行われるものです。

公開買付者によれば、公開買付者は、本スポンサー契約に基づく本取引の一環として、当社の大株主である株式会社インデックス（本日現在において所有する当社普通株式数312,500株（当社の第11期有価証券報告書（平成24年6月29日提出）に記載された平成24年3月31日現在の当社の発行済普通株式総数（1,712,440株）に占める割合（以下「株式保有割合」といいます。）にして18.25%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式保有割合の記載について同じ。）。以下「インデックス」といいます。）、CBSフィナンシャルサービス株式会社（本日現在において所有する当社普通株式数312,500株（株式保有割合にして18.25%）。以下「CBSフィナンシャルサービス」といいます。）、NISグループ株式会社（本日現在において所有する当社普通株式数252,278株（株式保有割合にして14.73%）。以下「NISグループ」といいます。）、株式会社ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ（本日現在において所有する当社普通株式数153,139株（株式保有割合にして8.94%）。以下「ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ」といいます。）、株式会社関西フィナンシャル・ポート（本日現在において所有する当社普通株式数77,000株（株式保有割合にして4.50%）。以下「関西フィナンシャル・ポート」といいます。）、株式会社NISリアルエステート（本日現在において所有する当社普通株式数75,270株（株式保有割合にして4.40%）。以下「NISリアルエステート」といいます。）、株式会社整理回収機構（本日現在において所有する当社普通株式数54,300株（株式保有割合にして3.17%）。以下「整理回収機構」といいます。）及びSPARTA1合同会社（本日現在において所有する当社普通株式数167,653株（株式保有割合にして9.79%）。以下「SPARTA1」といい、インデックス、CBSフィナンシャルサービス、NISグループ、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ、関西フィナンシャル・ポート、NISリアルエステート、整理回収機構及びSPARTA1を総称して「本応募株主」といいます。）が所有している当社普通株式（合計1,404,640株、株式所有割合82.03%）を取得するための本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

当社は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に普通株式

(発行済株式総数1,712,440株。平成24年3月31日現在)を上場しておりますが、公開買付者によれば、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を1,147,335株(当社の第11期有価証券報告書(平成24年6月29日提出)に記載された平成24年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数(1,712,440株)の67%に相当する株式数から小数点未満に係る株式数を切り上げた株式数)に設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないとすることです。他方、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,147,335株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行うとすることです(本公開買付けにより当社普通株式が上場廃止となる見込み及びその理由については、後記「(3) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。)

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(a) 当社及び公開買付者の概要

当社は株式会社ニッシン(当時。平成18年10月に「NISグループ株式会社」に商号変更。現・NISグループ。)の全額出資子会社として、平成13年7月に設立され、同年10月に債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号。その後の改正を含みます。)第3条に基づく法務大臣による許可を受け、同法に基づく債権管理回収業を主たる事業として展開しております。

一方、公開買付者は、当社の株式及び当社に対する貸付債権を取得及び保有することを主たる目的として平成23年9月に設立され、本日現在、Fortress Investment Group LLC(所在地:1345 Avenue of the Americas, New York, NY, CEO:Randal A. Nardone。以下「FIG」といい、公開買付者、FIG及びその関連者を総称して「フォートレス」といいます。)の関連会社であり、フォートレスが間接的にその持分全部を保有するトレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー及びトレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシーが、公開買付者の持分全部を保有しております。

また、公開買付者に対しては匿名組合契約に基づきフォートレス及びセブンシーズアドバイザーズ株式会社(所在地:東京都千代田区内幸町一丁目1番7号、代表取締役:米倉稔。以下「セブンシーズアドバイザーズ」といい、セブンシーズアドバイザーズ及びその関連法人を総称して「セブンシーズ」といいます。)が自ら又はその関係会社を通じて資金拠出しており、本日現在、フォートレスとセブンシーズの資金拠出割合は、それぞれ99%及び1%(それぞれ、小数点以下切り捨て)となります。

公開買付者によれば、FIGは、平成24年3月31日現在における運用資産額が464億ドル(1ドル当たり79.36円で換算した場合、日本円で約3.68兆円)に達するグローバルな投資運用会社であるとのことです。FIGは、平成10年に設立され、平成19年2月にニューヨーク証券取引所に株式公開を行い、米国初の上場オルタナティブ投資運用会社になったとのことです。フォートレスは、米国ニューヨークに本拠を有し、世界各国において、約900人に及ぶ従業員を擁しており、フォートレスの関係法人は、東京、シンガポール、ダラス、フランクフルト、ロンドン、ロサンゼルス、ニューケーナン、フィラデルフィア、ローマ、サンフランシスコ及びシドニーに拠点を有しているとのことです。フォートレスは、世界中で現在に至るまで総額500億ドル超の不動産投資及び不動産関連投資を行ってきたとのことです。平成24年3月31日現在、フォートレスはそのクレジット及び不動産ファンドに

において、120億ドル超の資産を運用しており、これらファンドは平成22年に第三者から35億ドル超の資金を調達したとのことです。

セブンスリーズアドバイザーズは、1990年代後半より、日本において不良債権・不動産・企業再生関連投資に長年携わっていたメンバーを中心として、平成21年に設立された投資アドバイザー会社であり、メンバーは、案件の発掘、投資対象資産の評価から、クロージング、アセットマネジメントまで豊富な知識・経験を備えており、出口戦略においては、単純な回収のみならず、再生を前提とした業務改善・新規案件獲得支援、スポンサーとしての主導的な役割を担うなど、様々な形での事業再生を企画・実行してきた経験を有しているとのことです。また、事業会社株式に対する投資、実物不動産に対する投資・バリューアップ、開示債権の証券化等、様々なアセットタイプ、ポートフォリオ、ストラクチャー案件について幅広い経験を有したメンバーによって構成されており、業界関係者、金融機関、法曹界など幅広い人的ネットワークを有しているとのことです。

(b) 当社におけるスポンサー選定の経緯

当社は、総合金融サービスを提供するNISグループより債権管理回収のノウハウ・人材を承継する形で平成13年に設立され、バブル崩壊に伴って発生した金融機関の抱える不良債権を取り扱うことにより、順調に業務を拡大し、平成16年9月、東証マザーズに株式を上場するに至りました。

しかしながら、その後、経済情勢の回復傾向等により不良債権市場が縮小する一方、債権管理回収会社は増加し、当社を取り巻く競争環境が熾烈化するとともに、平成18年頃からの不動産価格の上昇に伴う不動産担保付債権価格の高騰、その後のいわゆるサブパフォーミングローンの増加に伴う回収の長期化、平成20年以降のサブプライムローン問題（いわゆるリーマンショック）に端を発する不動産市況の急激な悪化、並びに世界的な金融市場の混乱及び信用収縮を受け、当社の業績は著しく悪化するとともに、資金繰りも次第に逼迫するようになりました。そのため、平成20年12月、当社はNISグループとともに日本振興銀行株式会社（以下「IBJ」といいます。）を中心とする中小企業振興ネットワークに参加し、IBJの支援の下で再建を図ることとなりました。このような経緯により、IBJは、当社のメインバンクとなり、当社グループの資金調達はIBJに完全に依存することとなりました。

ところが、IBJは、平成22年5月に金融庁による行政処分を受け、同年9月に経営破綻するに至りました。これにより、IBJに完全に依存していた当社グループの資金繰りは急速に悪化するとともに、財務基盤は極めて不安定な状態となりました。また、当社の営業面においても、行政処分を受けたIBJが当社の実質的なスポンサーであったことから、重大な悪影響を受けることとなりました。

当社は、IBJ破綻以降、当社グループの今後の経営について多面的な検討を重ね、また平成23年5月に、IBJの所有する当社普通株式及び当社に対する貸付債権が、整理回収機構に譲渡されて以降は、整理回収機構との間でも当社グループの経営の立て直し策を協議して参りましたが、当社として最大限の自助努力を尽くしたとしても、単独での事業の立て直しは困難との結論に至り、新たに当社グループのスポンサーを招聘し当該スポンサーのもとで再生を図るべく、平成23年8月頃からスポンサー選定のための入札手続を実施いたしました。当該入札手続においては、各入札候補者によって当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスが実施され、フォートレスの意向を受けたセブンスリーズを含む7社が応札いたしました。当社は、

各社からの提案内容及び資金決済能力を総合的に検討した結果、フォートレスのグローバルな不動産投資、不動産関連投資及び債権投資の実績や、セブンシーズアドバイザーズの日本における長年の投資実績及びアドバイザーとしての経験を高く評価し、これらの会社が資金拠出を行う公開買付者は、当社グループのスポンサーとしてふさわしいと考えるに至りました。また、当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者を当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による当社の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくこと、また短期的に予想されるリスクにとらわれず、公開買付者の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持・回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現することが、当社として最善の選択肢であると判断し、本日付で公開買付者との間で、前記のとおり本スポンサー契約を締結いたしました。

(c) 本スポンサー契約の概要

前記のとおり、本公開買付けを含む本取引は、本スポンサー契約に基づいて行われます。

本スポンサー契約は、当社の事業価値の維持・最大化等を基本理念として、公開買付者が、当社グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に当社の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて当社の発行済普通株式の全てを取得すること、当社が公開買付者を当社グループのスポンサーとすることを前提とした本再生計画案を策定し、当該計画の対象となる当社の主要な金融債権者から本再生計画案への同意を本日付で取得すること等を骨子とするものです。本スポンサー契約には、本公開買付けに関する以下の合意が含まれております。

- (i) 当社の取締役会が、当社の取締役会において、当社の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。但し、利益相反の疑いを回避するため、社外監査役松本健吾氏は除く。）の全会一致の賛成により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明する。
- (ii) 当社は、公開買付者による本公開買付け及び第二回公開買付けの開始及び完了に向け、最大限協力する。

また、本スポンサー契約には、前記のほか、以下に規定する内容の合意が含まれております。

- (iii) 当社は、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かかる賛同を撤回しない。
- (iv) 第二回公開買付けが成立した場合において、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得できなかったときは、当社は、①普通株式及び本優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいう。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の当社の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」という。）を平成24年12月を目処として開催し、前記①乃至③を上程し、かつ、前

記②の定款一部変更を付議議案に含む普通株主及び本優先株式の株主による各種類株主総会（以下、総称して「本種類株主総会」という。）を本株主総会の開催日に開催し、前記②を上程する。公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会のうち議決権を有するものについて、それぞれ前記各議案に賛成する。

- (v) 公開買付者は、本公開買付けの終了後、当社が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、今後の当社の新規事業展開や市中金融機関からの借入れの返済等を目的とした当社の資金調達のための調整について、商業上合理的な努力をする。
- (vi) 公開買付者は、当社が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、当社の要望がある場合、ビジネス機会に関する情報の供与その他の方法により、当社に対して再生のための業務上の支援を商業上合理的な範囲にて行う。
- (vii) 公開買付者は、当社の議決権の過半数を有する限り、当社の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する。
- (viii) 当社は、第二回公開買付けの決済日後直ちに（但し、本公開買付けが成立した場合において第二回公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、当社の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する。
- (ix) 公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる。

本スポンサー契約の概要については、本日開示している当社プレスリリース「スポンサー契約の締結及び再生計画の成立に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

(d) 本再生計画の概要

前記のとおり、本スポンサー契約は、当社が公開買付者を当社グループのスポンサーとして選定すること、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて当社の発行済株式の全てを取得することのほか、当社が本再生計画案を策定することを内容としております。前記のとおり、当社は当該計画案の対象となる当社の主要な金融債権者に対して本再生計画案を提示し、本日付で当該計画の対象となる当社の主要な金融債権者全員から、本再生計画案に対する同意を取得しており、本再生計画案は本再生計画として成立しています。

本再生計画は、公開買付者を当社グループのスポンサーとするスポンサー支援型の再生計画であり、①公開買付者が、本公開買付け及び第二回公開買付け等の手続を通じて、当社を公開買付者の100%子会社とすること、並びに、②本公開買付けの成立を停止条件として (i) 当社の金融債権者（但し、担保により債権全額が保全される債権者を除きます。）の有する債権を公開買付者が譲り受けること、(ii) 整理回収機構が当社の連結子会社である有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツに対して有する、主債務者をターンアラウンド債権回収株式会社とする保証債務履行請求権について、有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツが整理回収機構に対して一定額を支払うことを条件として解除すること、及び (iii) SPARTA1が保有する本優先株式20,000株を公開買付者が譲り受けること、並びに、(iv) レオアセットマネジメント株式会社及び中小企業飲食機構株式会社が保有す

る、当社の連結子会社である株式会社西新宿投資2号に対する匿名組合出資に係る一切の権利を当社が譲り受けること等を骨子としております。なお、公開買付者は、当社の事業の状況や経済環境等に鑑み、公開買付者の裁量により、本再生計画に基づき取得する債権の一部についてのリスケジュール・債権放棄等の当社に対する金融支援を将来的に行う可能性があるとのことです。

本再生計画の概要については、本日開示しております当社プレスリリース「スポンサー契約の締結及び再生計画の成立に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

(e) 第二回公開買付けの概要

前記のとおり、公開買付者は、本公開買付けを本応募株主が保有する株式を取得することを目的として本取引の一環として実施するものとのことです。本公開買付けが成立した場合には、同じく本取引の一環として、その決済後速やかに、買付け等の期間（以下「第二回公開買付け期間」といいます。）を平成24年8月30日（予定）から同年10月12日（予定）（30営業日を予定）として、その時点で公開買付け以外の者の所有する当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、第二回公開買付けを実施することを予定しているとのことです。但し、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間の延長、決済の遅延その他やむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を延期し、第二回公開買付け期間を変更する可能性があります。かかる場合であっても、実務的に可能な範囲で速やかに第二回公開買付けを開始する予定とのことです。また、本公開買付けが不成立となった場合には、公開買付者は、第二回公開買付けを実施しない予定であるとのことです。

第二回公開買付けは、本公開買付けで公開買付者が取得しなかった当社の発行済普通株式の全てを取得するため、第二回公開買付け価格を本公開買付け価格より高い1株当たり575円とし、本応募株主以外の当社の株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により、当社普通株式を売却する機会を提供することを企図しているとのことです。

公開買付者によれば、本日現在、公開買付者は、第二回公開買付けについては、買付予定数の下限は設定せず、自己資金により買付けに要する資金を賄うことを予定しており、また、撤回事由については、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項を予定しており、このうち令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、当社が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は、当社の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合のいずれかに該当する場合を予定しているとのことです。

なお、公開買付者によると、本公開買付けに加え、第二回公開買付けを行うことを予定している理由は以下のとおりです。

公開買付者は、本取引を検討するに当たり、まず、当社の大株主である本応募株主及び本応募株主の保有する当社普通株式に設定された担保権に係る担保権者（以下「本担保権者」といいます。）との間でそれぞれ個別に交渉し、その結果、その所有する当社普通株式の全てを公開買付者に譲渡

すること及びその価格について合意に達したとのことです。

もつとも、本応募株主からの当社普通株式の取得は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づき公開買付けによることが必要であり、かつ、当該公開買付けにより、本応募株主が所有している当社普通株式を取得した場合、当該公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法に基づき買付けを行う株券等の数に上限を設定することができないため、当該公開買付けの結果次第では、当社普通株式が上場されている東証マザーズの上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性がございました。

そこで、公開買付者は、本応募株主を除く当社の普通株主の皆様への保護の観点から、本取引により、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により当社の発行済普通株式の全てを取得することとし、その一環として、本応募株主を除く当社の普通株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により当社普通株式を売却する機会を提供することとしたとのことです。

他方、前記のとおり、本応募株主からの当社普通株式の取得は法に基づき公開買付けによることが必要であるところ、かかる合意における普通株式の価格は、前記のとおり、本応募株主及び本担保権者との間の交渉の結果決定されたものであり、必ずしも本応募株主を除く当社の普通株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により当社普通株式を売却する機会を提供するものとはいえない可能性があったとのことです。そこで、公開買付者は、本取引を、(i) 本応募株主からその所有する当社普通株式の全てを取得することを目的として、本応募株主及び本担保権者と合意した買付け等の価格により行う本公開買付け、及び(ii) 本応募株主を除く当社の株主の皆様から当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、かかる株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により、当社普通株式を売却する機会を提供するために行う第二回公開買付けの2回の公開買付けにより実行することとしたとのことです。

このように、本公開買付価格は、前記のとおり、本応募株主及び本担保権者との間で交渉を行った結果決定した価格であるとのことです。これに対し、第二回公開買付価格は、後記のとおり、本応募株主以外の当社株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格を提供することを企図して、決定されたものであるとのことです。このように、本公開買付価格及び第二回公開買付価格は異なる方法により決定されたものであり、その結果として、公開買付者は、本公開買付価格を442円、第二回公開買付価格を575円としているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける当社普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で442円、456円及び508円。小数点以下四捨五入。）及び直近の市場株価（本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける当社普通株式の終値541円）の推移、当社が公表している財務情報、公開買付者において算出した当社の将来のキャッシュ・フローの見込み、公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、さらには過去5年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、第二回

公開買付価格を1株につき575円とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、第二回公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

公開買付者によれば、第二回公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して25.8%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して12.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になるとのことです。

公開買付者によれば、本公開買付け及び第二回公開買付けによって、当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、第二回公開買付け成立後に、本普通株式全部取得手続を行い、当社を公開買付者の100%子会社とする予定であるとのことです。

(f) 本公開買付け後の当社の経営方針について

当社及び公開買付者は、本スポンサー契約において、(i) 公開買付者は、当社の議決権の過半数を有する限り、当社の取締役会の過半数の候補者を指名する権利を有する旨、(ii) 当社は、第二回公開買付けの決済日後直ちに（但し、本公開買付けが成立した場合において第二回公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、当社の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する旨、(iii) 公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる旨、合意しております。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、今後当社において作成する予定の当社の事業計画等が公開買付者にとって満足のいくものである場合、当社グループに在籍している従業員全員の雇用を原則として本公開買付け完了後3年間維持し、かつ従業員の処遇については現行レベルを維持する予定とのことです。

公開買付者は、当社をして、当社グループが有する債権の回収を最大限に行うことによって、当社の企業価値を最大化すべく、商業上合理的な努力を行わせ、また、当社との間で、潜在的シナジー効果を特定・実現するための最良の方法につき、誠実に協議する意向とのことです。例えば、公開買付者の関係会社及びこれらの運用するファンドが、日本において今後ローンを含む様々な種類の資産についての投資活動を積極的に行う場合において、当社が関連ポートフォリオに係るサービサー会社又は投資ビークルとして適切であり、かつ、取引条件、その他諸般の状況を踏まえ適切であると公開買付者が判断した場合、公開買付者は、当社グループの再生を支援するため、当社をサービサー会社又は投資ビークルとして起用する意向であるとのことです。かかる起用が行われた場合、かかる起用は、当社グループの再生を支援するものとなります。

(g) 本公開買付けに関する意見

前記のとおり、本公開買付けその他の本取引は本スポンサー契約に基づき公開買付者により実施されるものです。公開買付者は、本スポンサー契約締結に先立つ平成23年10月頃、当社に対して本スポンサー契約の内容の一部として本取引についての提案を行い、当社及び当社が起用したファイナンシャル・アドバイザーである株式会社コーポレートディレクション（以下「CDI」といいます。）との間で、本取引の実施の是非及び条件等（第二回公開買付けの買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました。このような協議の結果を踏まえ、公開買付者は、本日、本スポンサー契約を締結し、本公開買付けを含む本取引を実施することを決定したとのことです。

他方、公開買付者からの提案を受けて、当社取締役会は、CDIからの助言を踏まえつつ、後記霞が関監査法人から株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）の取得その他「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、公開買付者から提案を受けた本取引に関する諸条件（本公開買付価格及び第二回公開買付けの買付価格を含みます。）について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、本日開催の当社の取締役会において、前記 (b) で述べたような当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえますと、不良債権市場が縮小し他社との競争が一段と激しくなる中、当社存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を迅速かつ効果的に進めていくには、公開買付者とのより強力な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と実行、並びに機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断いたしました。すなわち、本スポンサー契約の内容等に鑑みますと、今後、公開買付者によるビジネス上の側面支援によって外部からの資金調達に依存しない収益モデルが構築可能となると考えられるほか、公開買付者の100%子会社となることにより、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定及び実行し、当社存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を機動的かつ柔軟な意思決定体制のもと迅速かつ効果的に進めていくことが可能となります。これに加えて、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えております。これらは、当社グループの中長期的な企業価値の拡大に貢献するものと考えております。

他方、本公開買付けを含む本取引の実施に伴い、当社は上場廃止となった場合には、これに伴い、株式市場からの柔軟な資金調達や株式を上場していることに伴う信用といった利益を享受することができなくなる等の不利益を被りますが、当社の現状を踏まえると株式市場からの資金調達が事実上困難であること、公開買付者をスポンサーとして選任することによって当社の信用は十分に維持されることが考えられることから、本取引が実施されることにより当社の得ることのできる利益が、本取引が実施されることによる不利益よりも大きいと考えられるため、本公開買付けを経た上で公開買付者の100%子会社となることが当社の最善の利益に適うと判断いたしました。

さらに、当社は、株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本公開買付価格その他の本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、本公開買付けの諸条件についても、当社の株式を公開買付者が取得することに賛同する意見を表明する上で合理的な条件であると判断いたしました。

以上により、当社は、本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、公開買付者を当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及び公開買付者の支援に基づく短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現すること、また、このような目的を達成するため公開買付者を親会社としその100%子会社として事業展開していくことが、中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断し、当社は、当社取締役会において、本スポンサー契約の締結を承認するとともに、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議いたしました。

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける当社普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で442円、456円及び508円。小数点以下四捨五入。）及び直近の市場株価（本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける当社普通株式の終値541円）の推移、当社が公表している財務情報、公開買付者において算出した当社の将来のキャッシュ・フローの見込み、公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、かつ当社、本応募株主及び本担保権者との協議及び交渉の結果も踏まえ、平成24年7月20日、最終的に本公開買付価格を442円と決定したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付価格について、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

本公開買付価格442円は、本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値634円に対して30.3%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して2.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して3.3%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して13.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額になります。

以上のとおり、本公開買付価格は、最終的には公開買付者及び本応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、本公開買付価格は、前記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格である575円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定であるとの説明を公開買付者から受けていることから、当社取締役会は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、当社普通株式の応募については株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議いたしました。また、当社は、第二回公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、当社として現時点においては、第二回公開

買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すべきであること、及び、第二回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考えております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、本日現在、東証マザーズに上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果によって、以下の①から③まで等の東証マザーズの上場廃止基準に該当し、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日において流通株式の数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役及び執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が1,000単位未満である場合において、1年以内に1,000単位以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日に株主数が150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日に流通株式の時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が2億5,000万円未満である場合において、1年以内に2億5,000万円以上とならないとき

もっとも、上記①ないし③のいずれについても、上場会社の事業年度の末日及び当該日から1年の猶予期間における数値を基準として判断されるところ、本公開買付けの開始後最初に到来する当社の事業年度の末日は、平成25年3月31日です。

前記「(2) ①本公開買付けを含む本取引、本スポンサー契約及び本再生計画の概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付け等の期間を平成24年8月30日（予定）から同年10月12日（予定）（30営業日を予定）として、第二回公開買付けを実施することを予定していることから、本公開買付け成立時点及び第二回公開買付け成立時点でも当該基準に該当しないものと考えており、前記「(2) ①本公開買付けを含む本取引、本スポンサー契約及び本再生計画の概要」に記載のとおり、公開買付者は、第二回公開買付けを実施する予定にあるとのことです。第二回公開買付けの結果次第では、事業年度末日における判断で東証マザーズの上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、後記「(4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、第二回公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本普通株式全部取得手続を予定しているとのことなので、その場合には、東証マザーズの上場廃止基準に従い、当社普通株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東証マザーズにおいて取引することはできません。

また、後記「(4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通

株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われたい予定です。

(4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者によれば、公開買付者は、前記「(2) ①本公開買付けを含む本取引、本スポンサー契約及び本再生計画の概要」に記載のとおり、最終的には当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、本公開買付け及び本公開買付け成立後に第二回公開買付けを実施する予定にあるとのことです。

もっとも、公開買付者及び当社は、本スポンサー契約において、本公開買付け及び第二回公開買付けが成立したにもかかわらず、公開買付者が本公開買付け及び第二回公開買付けを通じて当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、公開買付者の指示に従い、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得するために合理的に必要な行為（平成24年12月を目処に本株主総会及び本種類株主総会を開催し、公開買付者が満足する内容及び方法において当社を公開買付者の完全子会社とするために必要な一切の議案を提出することを含みます。）を行う旨、合意しております。

公開買付者は、本公開買付け及び第二回公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得するための本普通株式全部取得手続を実施することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付けの不成立により第二回公開買付けが行われない場合には、本普通株式全部取得手続も実施されないとのことです。

また、公開買付者は、本普通株式全部取得手続の具体的な方法としては、本公開買付け及び第二回公開買付けが成立した後に、公開買付者は、(a) 当社において、普通株式及び本優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b) 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、並びに (c) 当社の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することを付議議案に含む本株主総会を開催し、前記 (a) 乃至 (c) を上程すること、及び前記 (b) の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主の皆様、本優先株式の株主による本種類株主総会を本株主総会の開催日に開催し、前記 (b) を上程することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において、それぞれ前記各議案に賛成する予定とのことです。

本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

前記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが当社によって取得されることとなり、当社の普通株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の普通株主の皆様のうち交付されるべき当該別の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。)に相当する当該別の種類の当社株式を売却すること等によって得られ

る金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の当社株式の売却の結果、各普通株主の皆様へ交付される金銭の額については、第二回公開買付価格575円に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の当社の普通株主の皆様のうちで本公開買付けに応募されなかった普通株主の皆様に対して交付する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを当社に要請する予定とのことです。

前記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、前記 (b) の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、前記 (c) の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。前記のほか、前記 (b) の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、前記 (a) 乃至 (c) の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け及び第二回公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社の株主の皆様が当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の普通株主の皆様へ交付される金銭の額については、第二回公開買付価格575円に当該普通株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と公開買付者で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表いたします。

なお、本公開買付け及び第二回公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではないとのことです。

(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社の大株主である本応募株主が公開買付者と本応募契約を締結しており、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があること及び、前記「(3) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり当社普通株式について上場廃止となる可能性があることを踏まえ、本公開買付価格及び第二回公開買付価格を含む本取引の条件の公正性の担保、本公開買付け及び第二回公

開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、本公開買付けに対する意見表明を決議するに当たって、主に以下のような措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、公開買付者から提示された本公開買付け及び第二回公開買付けの買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に当社の株式価値の算定を依頼し、霞が関監査法人より、平成24年7月19日に株式価値算定書を取得いたしました。株式価値算定書において、霞が関監査法人が用いた手法は、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された当社普通株式の1株当たりの価値算定結果は以下のとおりです。

市場株価法：442円～634円

DCF法 ：0円～370円

市場株価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、算定基準日時点における当社の評価額を最も客観的かつ公正に表すものであると考え、採用しております。市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日として、算定基準日の終値(541円)及び売買高加重平均値(634円)並びに算定基準日時点までの当社の普通株式の過去1ヶ月間における終値平均値(442円)及び売買高加重平均値(542円)を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値を442円～634円と算定しております。なお、当社の株価は算定基準日時点から4ヶ月～3ヶ月前頃の期間において投資家の思惑により乱高下しており、その影響を排除する観点から、株価算定期間として1ヶ月を採用しているとのことです。

DCF法は、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であり、事業継続を前提とした場合の価値評価を行う上で最も適切な手法の一つであると考え、採用しております。DCF法では、当社の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を0円～370円と算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

② 独立した社外監査役の意見

当社は、平成24年7月9日に、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本取引と利害関係のない当社の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、(a) 本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の目的が公正なものといえるか、(b) 本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性は確保されているか、(c) 本公開買付け及び第二回公開買

付けについて、当社の取締役会が賛同意見を表明することは妥当か、(d) 本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問しました。なお、当社社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてゼブーンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、かかる諮問の対象とはしておりません。

池田氏は、前記諮問事項について、当社から公開買付者の提案内容、具体的には、本取引の目的、本公開買付け及び第二回公開買付けの諸条件及び前記「(4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等、その他本取引の背景等に関することについて説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の諸条件につき検討を行いました。また、当社及び霞が関監査法人から、株式価値算定書の内容について説明を受け、その合理性を検討しました。さらに、当社より、公開買付者、本応募株主及び本担保権者との交渉状況等を聴取することにより、意思決定に至る手続の適正性を検討いたしました。また、西村あさひ法律事務所から、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けております。

池田氏は、以上の経緯のもとで、本件諮問事項について当社の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成24年7月20日に、当社に対し、(a) 本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引については、公開買付者を当社グループのスポンサーに選定することを前提として、同社が当社の100%親会社になることによって当社グループの事業再生の早期実現につながり、もって当社の企業価値向上に資するものであり、その目的が公正である、(b) 本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の取引条件は公正である、(c) 本公開買付けは、前記(a)のとおりその目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであるから、当社としてこれに賛同することには合理性があると認められる、もっとも本公開買付価格442円の妥当性については、本公開買付価格は、最終的には公開買付者及び本応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、本公開買付価格は、前記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い第二回公開買付価格575円を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、当社として意見を留保すべきである、また、第二回公開買付けが実施される場合には、前記(a)のとおりかかる第二回公開買付けも目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、当社の本意見書提出時点の状況に基づく判断として、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同することには合理性があると認められる、もっとも、第二回公開買付価格は本公開買付けの開始を公表した平成24年7月20日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカ

ウントを行った金額となることから、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付価格の妥当性に関しては当社として意見を留保すべきである、(d) (ア) 後記「(6) 本取引の実施における少数株主の利益への配慮」に記載しているとおり、本取引は、公開買付者において本公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けを実施する予定である旨を明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であること、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することに特段不合理な点はないと判断されること、本普通株式全部取得手続において裁判所の判断を仰ぐ機会が認められていることなど、本取引を構成する本公開買付け、第二回公開買付け及び第二回公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体の内容を踏まえると、本取引においては公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに、(イ)第二回公開買付価格575円について、本公開買付けの開始を公表した平成24年7月20日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントがされた価格となるものの、第二回公開買付価格575円は、前記霞が関監査法人の株式価値算定に記載される市場株価法の結果の範囲内であり、かつ同監査法人によるDCF法による株式価値算定結果の上限値である370円に対して55.4%のプレミアムを加えた価格であること、また、直近の一定期間、具体的には、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して25.8%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して12.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額に、それぞれなることを踏まえると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする意見書を提出しております。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点について法的助言を受けております。

④ 出席取締役及び利害関係を有しない監査役全員の承認

前記のとおり、当社は、本日開催の当社取締役会において、前記「(2) ② (b) 当社におけるスポンサー選定の経緯」に記載したような当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえますと、不良債権市場が縮小し他社との競合が一段と激しくなる中、当社存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を迅速かつ効果的に進めていくには、公開買付者とのより強力な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と実行、並びに機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断

いたしました。これに加えて、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えております。

また、前記のとおり、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社は上場廃止となった場合には、株式市場からの柔軟な資金調達や株式を上場していることに伴う信用といった利益を享受することができなくなる等の不利益を被りますが、前記の本取引が実施されることにより当社の得ることのできる利益が、本取引が実施されることによるかかる不利益よりも大きいと判断いたしました。

以上により、当社は、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、公開買付者を当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及び公開買付者の支援に基づき短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、当社の事業の立て直しを早期に実現することが、当社として最善の選択肢であると判断されること、また、このような目的を達成するためには、公開買付者を親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断されること等から、本公開買付けを経た上で公開買付者の100%子会社となることが当社の最善の利益に適うと判断いたしました。さらに、前記①記載の株式価値算定における算定結果、前記②記載の独立した社外監査役の意見、及び、西村あさひ法律事務所及びCDIからの助言を踏まえつつ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、本公開買付けの諸条件についても、当社の株式を公開買付者が取得することに賛同する意見を表明する上で合理的な条件であると判断したため、取締役全員の一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議いたしました（但し、前記取締役会においては、本公開買付価格は、最終的には公開買付者及び本応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、本公開買付価格は、前記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、当社普通株式の応募については株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議しております。).

さらに、当社は、第二回公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、当社として現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すること、もっとも、第二回公開買付価格は本公開買付けの開始を公表した平成24年7月20日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、並びに公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であるとする旨を決議いたしました。

なお、当社監査役のうち、社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンスーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付価格及び本公開買付けを含む本取引の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておらず、また、上記の賛同決議に関する審議及び決議にも参加しておりません。前記取締役会決議に当たっては、当社監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねること」、及び現時点においては「第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また第二回公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねること」、並びに、「公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であるとする旨を決議すること」について異議はない旨の意見を述べております。

（6）本取引の実施における少数株主の利益への配慮

本取引は、本公開買付け及び第二回公開買付けという二回の公開買付けを含む構成となることが予定されております。この点については、公開買付者からその理由及び本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である575円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定である旨、明確に説明を受けております。このように、本取引は、公開買付者において本公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けを実施する予定である旨を明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われます。

また、前記「（4）本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、本取引において公開買付者は、本公開買付け及び第二回公開買付けにより発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、全部取得条項付種類株式を用いたスキームである本普通株式全部取得手続により、発行済普通株式の全てを取得する想定であるとのことです。そして、公開買付者によれば、本普通株式全部取得手続において必要となる株主総会については第二回公開買付けの成立後平成24年12月までに開催することを要請することを想定しており、本普通株式全部取得手続の対価に関しては、第二回公開買付価格と同一の価格を基準として算定する旨の意向を示しています。実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、第二回公開買付けの期間に近接した時点を経済日とし、当該経済日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、第二回公開買付期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられます。このため、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されます。

さらに、公開買付者が想定する本普通株式全部取得手続においては、前記「（4）本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、会社法上、買付価格又は取得価格を争う機会が残されております。第二回公開買付価格、

またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。この点に鑑みても、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引を全体としてみた場合、少数株主の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引であり、少数株主にとって不利益なものではないと考えられます。

当社は、前記「(5) ② 独立した社外監査役の意見」に記載のとおり、公開買付者及び本取引と利害関係のない当社の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかという点についても諮問いたしました。この点について、同氏は、前記「(5) ② 独立した社外監査役の意見」に記載のとおり、前記のとおり、本取引はその構造及び制度等の、本取引全体の内容を踏まえると、少数株主の利益に対する配慮が十分になされたものであり、また、第二回公開買付け価格575円について、株式価値算定結果や当該価格が直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であることを踏まえると本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする旨を含む、意見書を提出しております。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) 本公開買付けへの応募に係る公開買付者及び本応募株主との合意

公開買付者によれば、公開買付者は、当社の大株主である本応募株主との間で、本日付で本応募契約を締結し、本応募株主はその所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

公開買付者によれば、インデックスが保有する当社普通株式の全部（312,500株、株式保有割合にして18.25%）について、整理回収機構が担保権を設定しているところ、公開買付者、インデックス及び整理回収機構は、本日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、整理回収機構が前記担保権を消滅させ、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び(ii) 公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、インデックスが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、インデックスが、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

（注1） 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

（注2） 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式の履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可

能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されているとのことです。

また、CBSフィナンシャルサービスが保有する当社普通株式の全部（312,500株、株式保有割合にして18.25%）について、公開買付者は、CBSフィナンシャルサービスとの間で本日付で公開買付応募契約を締結し、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii) 公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、CBSフィナンシャルサービスが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、CBSフィナンシャルサービスが、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

（注1） 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

（注2） 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式の履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されているとのことです。

また、NISグループが保有する当社普通株式の全部（252,278株、株式保有割合にして14.73%）のうち244,021株（株式保有割合にして14.25%）について、整理回収機構が担保権を設定しているとのことです。公開買付者、NISグループ及び整理回収機構は、本日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、整理回収機構が前記担保権を消滅させ、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回され又は変更若しくは延長（但し、法令により要求される場合及びNISグループの事前の書面による承諾に基づく場合を除く。）されていないこと、(ii) NISグループによる本公開買付けへの応募を禁止し又は制限する管轄権を有する裁判所又は行政機関による判決、決定又は命令が存在しないこと、(iii) 整理回収機構が同契約の定めに従い上記担保権を消滅させていること、及び、(iv) 法第166条第4項の定める方法により公表されていない当社に関する重要事実（法第166条第2項に定める重要事実をいいます。）が存在しないこと（但し、本公開買付けにおける当社普通株式の売付けが法第166条第6項第7号に該当する場合を除きます。）を条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、NISグループが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、NISグループが、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。但し、本公開買付けと競合する当社普通株式に対する公開買付け（以下「競合買付け」といいます。）が公表（法第167条第4項において定義されるのと同様の意味を有するものとします。）された場合又は競合買付けに係る公開買付開始公告がなされた場合で、競合買付

けの条件が、本公開買付けの条件と比較し、客観的かつ合理的な証拠に基づき有利と認められる場合には、NISグループが本公開買付けに応募する義務を負わない（但し、NISグループが保有する当社普通株式のうち、上記担保権が設定された当社普通株式については、整理回収機構が、本再生計画に対する同意、並びに、整理回収機構が自ら保有する当社普通株式の本公開買付けへの応募に関する整理回収機構及び公開買付者間の公開買付応募契約を適法に撤回及び解約した場合に限ります。）ものとされているとのことです。

(注) 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

また、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズが保有する当社普通株式の全部（153,139株、株式保有割合にして8.94%）について、公開買付者は、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズとの間で本日付で公開買付応募契約を締結し、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii) 公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズが、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式の履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されているとのことです。

また、関西フィナンシャル・ポートが保有する当社普通株式の全部（77,000株、株式保有割合にして4.50%）について、公開買付者は、関西フィナンシャル・ポートとの間で本日付で公開買付応募契約を締結し、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii) 公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、関西フィナンシャル・ポートが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、関西フィナンシャル・ポートが、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されているとのことです。

また、NISリアルエステートが保有する当社普通株式の全部（75,270株、株式保有割合にして4.40%）について、整理回収機構が担保権を設定しているとのことですが、公開買付者、NISリアルエステート及び整理回収機構は、本日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、整理回収機構が前記担保権を消滅させ、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii) 公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、NISリアルエステートが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、NISリアルエステートが、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されているとのことです。

また、整理回収機構が保有する当社普通株式の全部（54,300株、株式保有割合にして3.17%）について、公開買付者は、整理回収機構との間で本日付で公開買付応募契約を締結し、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii) 公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、整理回収機構が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、整理回収機構が、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されているとのことです。

さらに、SPARTA1が保有する当社普通株式の全部（167,653株、株式保有割合にして9.79%）について、株式会社リサ・パートナーズが担保権を設定しているとのことですが、公開買付者、SPARTA1及び株式会社リサ・パートナーズは、本日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、株式会社リサ・パートナーズが前記担保権を消滅させ、(i) 本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii) 公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、SPARTA1が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、SPARTA1が、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i) 秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii) 同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っているとのことです。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されているとのことです。

(2) 本優先株式の取得

当社は、本日現在、本優先株式20,000株を発行していますが、前記のとおり、公開買付者は、SPARTA1との間で、本日付で、本再生計画に基づき、SPARTA1が所有する本優先株式の全て（20,000株）を公開買付者が有償で譲り受ける旨の契約を締結しており、本公開買付けの成立を条件として、SPARTA1が所有する発行済みの本優先株式の全てを、本公開買付けの決済日又は平成24年8月24日のいずれか先に到来する日に取得予定であるとのことです。これにより、公開買付者は、当社が本日現在発行する全ての優先株式を所有するに至ります。

なお、公開買付者によれば、本優先株式は議決権のない株式であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式であるため、法第27条の2第1項及び令第6条第1項に定める株券等に含まれない有価証券を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第2条第1号に該当し、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象とならないため、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はしないとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

今後の見通しについては、前記「2. (2) ②本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」、「2. (3) 上場廃止となる見込み及びその理由」、「2. (4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、軽微であります。なお、当社の業績予想の修正については、本日、別途開示しております「特別利益の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(参考) 公開買付者による買付等の概要
公開買付者作成の別紙「本公開買付けの詳細」をご覧ください。

別紙 本公開買付けの詳細

1. 公開買付者の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 商号 | ブルーホライズン合同会社 |
| (2) 本店所在地 | 東京都港区西新橋一丁目2番9号 EP コンサルティングサービス内 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表社員 トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシー
職務執行者 滝澤 和政 |

2. 買付け等をする株券等の種類

普通株式

(注) 対象者は普通株式以外に、平成24年7月20日現在において第1回第一種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）20,000株を発行していますが、本優先株式は議決権のない株式であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式であるため、法第27条の2第1項及び令第6条第1項に定める株券等に含まれない有価証券を規定した府令第2条第1号に該当し、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象とならないため、公開買付者による対象者普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はいたしません。

3. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株式及び対象者に対する貸付債権を取得及び保有することを主たる目的として平成23年9月に設立され、平成24年7月20日現在、Fortress Investment Group LLC（以下「FIG」といい、公開買付者、FIG及びその関連者を総称して「フォートレス」といいます。）の関連会社であり、フォートレスが間接的にその持分全部を保有するトレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー及びトレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシーが、公開買付者の持分全部を保有しております。

また、公開買付者に対しては匿名組合契約に基づきフォートレス及びセブンシーズアドバイザーズ株式会社（以下「セブンシーズアドバイザーズ」といい、セブンシーズアドバイザーズ及びその関連法人を総称して「セブンシーズ」といいます。）が自ら又はその関係会社を通じて資金拠出しており、平成24年7月20日現在、フォートレスとセブンシーズの資金拠出割合は、それぞれ99%及び1%（それぞれ、小数点以下切り捨て）となります。

FIGは、平成24年3月31日現在における運用資産額が464億ドル（1ドル当たり79.36円で換算した場合、日本円で約3.68兆円）に達するグローバルな投資運用会社です。FIGは、平成10年に設立され、平成19年2月にニューヨーク証券取引所に株式公開を行い、米国初の上場オルタナティブ投資運用会社になりました。フォートレスは、米国ニューヨークに本拠を有し、世界各国において、約900人に及ぶ従業員を擁しており、フォートレスの関係法人は、東京、シンガポール、ダラス、フランクフルト、ロンドン、ロサンゼルス、ニューケーナン、フィラデルフィア、ローマ、サンフランシスコ及びシドニーに拠点を有しております。フォー

トレスは、世界中で現在に至るまで総額500億ドル超の不動産及び不動産関連投資を行ってきました。平成24年3月31日現在、フォートレスはそのクレジット及び不動産ファンドにおいて、120億ドル超の資産を運用しており、これらファンドは平成22年に第三者から35億ドル超の資金を調達しました。

セブンシーズアドバイザーズは、1990年代後半より、日本において不良債権・不動産・企業再生関連投資に長年携わっていたメンバーを中心として、平成21年に設立された投資アドバイザー会社です。メンバーは、案件の発掘、投資対象資産の評価から、クロージング、アセットマネジメントまで豊富な知識・経験を備えております。出口戦略においては、単純な回収のみならず、再生を前提とした業務改善・新規案件獲得支援、スポンサーとしての主導的な役割を担うなど、様々な形での事業再生を企画・実行してきた経験を有しています。また、事業会社株式に対する投資、実物不動産に対する投資・バリューアップ、開示債権の証券化等、様々なアセットタイプ、ポートフォリオ、ストラクチャー案件について幅広い経験を有したメンバーによって構成されており、業界関係者、金融機関、法曹界など幅広い人的ネットワークを有しております。

この度、公開買付者は、公開買付者と対象者との間で平成24年7月20日付で締結されたスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。概要については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③本スポンサー契約の概要」をご参照ください。）に基づく対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の筆頭株主である株式会社インデックス（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数312,500株（対象者の第11期有価証券報告書（平成24年6月29日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済普通株式総数（1,712,440株）に占める割合（以下「株式保有割合」といいます。）にして18.25%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式保有割合の記載について同じ。）。以下「インデックス」といいます。）、CBSフィナンシャルサービス株式会社（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数312,500株（株式保有割合にして18.25%）。以下「CBSフィナンシャルサービス」といいます。）、NISグループ株式会社（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数252,278株（株式保有割合にして14.73%）。以下「NISグループ」といいます。）、株式会社ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数153,139株（株式保有割合にして8.94%）。以下「ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ」といいます。）、株式会社関西フィナンシャル・ポート（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数77,000株（株式保有割合にして4.50%）。以下「関西フィナンシャル・ポート」といいます。）、株式会社NISリアルエステート（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数75,270株（株式保有割合にして4.40%）。以下「NISリアルエステート」といいます。）、株式会社整理回収機構（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数54,300株（株式保有割合にして3.17%）。以下「整理回収機構」といいます。）及びSPARTA1合同会社（平成24年7月20日現在において所有する対象者普通株式数167,653株（株式保有割合にして9.79%）。以下「SPARTA1」といいます。）、インデックス、CBSフィナンシャル

サービス、NISグループ、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ、関西フィナンシャル・ポート、NISリアルエステート、整理回収機構及びSPARTA1を総称して「本応募株主」といいます。)が所有している対象者普通株式(合計1,404,640株、株式所有割合82.03%)を取得するための本公開買付けを実施いたします。

なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を1,147,335株(対象者の第11期有価証券報告書(平成24年6月29日提出)に記載された平成24年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数(1,712,440株)の67%に相当する株式数から小数点未満に係る株式数を切り上げた株式数)に設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,147,335株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います(本公開買付けにより対象者普通株式が上場廃止となる見込み及びその理由については、後記「(8) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。)

また、公開買付者は、同じく本取引の一環として、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付け以外の者が所有する対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、再度、本公開買付けの買付け等の価格(442円。以下「本公開買付価格」といいます。)よりも高い価格である575円を買付価格とする公開買付け(以下「第二回公開買付け」といい、第二回公開買付けに係る買付価格を以下「第二回公開買付価格」といいます。)を実施することを予定しております(公開買付けを2回実施する理由及びその買付け等の価格が異なる理由を含め、第二回公開買付けの詳細については、後記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」をご参照ください。)

本公開買付け及び第二回公開買付けによって、対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、後記「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載のとおり、第二回公開買付け成立後に、公開買付けが対象者の発行済普通株式の全てを取得するための手続(以下「本普通株式全部取得手続」といいます。)を行い、対象者を公開買付け者の100%子会社とする予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、平成24年7月20日開催の取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明することを決議したとのことです。もっとも、本公開買付価格については、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付けから説明を受けていることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、普通株式の株主の判断に委ねることが望ましいと判断したとのことです。また、対象者の取締役会は、第二回公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、対象者として現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すべきであること、もっとも、第二回公開買付価格は本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)における対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントを行った金額となることから、第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の判断

に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であるとする旨を決議したとのことです（対象者における決議の詳細は、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④取締役及び利害関係を有しない監査役全員の承認」をご参照ください。）。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

①対象者の概要

対象者は、株式会社ニッシン（当時。平成18年10月に「NISグループ株式会社」に商号変更。現・NISグループ。）の全額出資子会社として、平成13年7月に設立され、同年10月に債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。その後の改正を含みます。）第3条に基づく法務大臣による許可を受け、同法に基づく債権管理回収業を主たる事業として展開しているとのことです。

②対象者におけるスポンサー選定の経緯及び公開買付者における本取引の実施を決定するに至った経緯

対象者によれば、対象者は、総合金融サービスを提供するNISグループより債権管理回収のノウハウ・人材を承継する形で平成13年に設立され、バブル崩壊に伴って発生した金融機関の抱える不良債権を取り扱うことにより、順調に業務を拡大し、平成16年9月、東証マザーズに株式を上場するに至ったとのことです。

しかしながら、その後、経済情勢の回復傾向等により不良債権市場が縮小する一方、債権管理回収会社は増加し、対象者を取り巻く競争環境が熾烈化するとともに、平成18年頃からの不動産価格の上昇に伴う不動産担保付債権価格の高騰、その後のいわゆるサブパフォーマーリングローンの増加に伴う回収の長期化、平成20年以降のサブプライムローン問題（いわゆるリーマンショック）に端を発する不動産市況の急激な悪化並びに世界的な金融市場の混乱及び信用収縮を受け、対象者の業績は著しく悪化するとともに、資金繰りも次第に逼迫するようになったとのことです。そのため、平成20年12月、対象者はNISグループとともに日本振興銀行株式会社（以下「IBJ」といいます。）を中心とする中小企業振興ネットワークに参加し、IBJの支援の下で再建を図ることとなったとのことです。このような経緯により、IBJは、対象者のメインバンクとなり、対象者グループ（対象者並びに対象者の子会社及び関連会社をいいます。以下同じ。）の資金調達はIBJに完全に依存することとなったとのことです。

ところが、IBJは、平成22年5月に金融庁による行政処分を受け、同年9月に経営破綻するに至ったとのことです。これにより、IBJに完全に依存していた対象者グループの資金繰りは急速に悪化するとともに、財務基盤は極めて不安定な状態となったとのことです。また、対象者の営業面においても、行政処分を受けたIBJが対象者の実質的なスポンサーであったことから、重大な悪影響を受けることとなったとのことです。

対象者は、IBJ破綻以降、対象者グループの今後の経営について多面的な検討を重ね、また平成23年5月に、IBJの所有する対象者普通株式及び対象者に対する貸付債権が、整理回収機

構に譲渡されて以降は、整理回収機構との間でも対象者グループの経営の立て直し策を協議してきましたが、対象者として最大限の自助努力を尽くしたとしても、単独での事業の立て直しは困難との結論に至り、新たに対象者グループのスポンサーを招聘し当該スポンサーのもとで再生を図るべく、平成23年8月頃からスポンサー選定のための入札手続を実施したとのことです。

当該入札手続においては、各入札候補者によって対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスが実施され、フォートレスの意向を受けたセブンシーズを含む7社が応札したとのことです。対象者は、各社からの提案内容及び資金決済能力を総合的に検討した結果、フォートレスのグローバルな不動産投資、不動産関連投資及び債権投資の実績や、セブンシーズアドバイザーズの日本における長年の投資実績及びアドバイザーとしての経験を高く評価し、これらの会社が資金拠出を行う公開買付者は、対象者グループのスポンサーとしてふさわしいと考えるに至ったとのことです。また、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及ぶことを回避しつつ、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくこと、また短期的に予想されるリスクにとらわれず、公開買付者の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持・回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断し、平成24年7月20日付で公開買付者との間で本スポンサー契約を締結することとしたとのことです（本スポンサー契約の概要については、後記「③本スポンサー契約の概要」をご参照ください。）。

他方、公開買付者は、本スポンサー契約締結に先立つ平成23年10月頃、対象者に対して、本取引についての提案を行い、対象者及び対象者が起用したファイナンシャル・アドバイザーである株式会社コーポレートディレクション（以下「CDI」といいます。）との間で、本取引の実施の是非及び条件等（第二回公開買付けの買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました。このような協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成24年7月20日、本スポンサー契約を締結し、本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

③本スポンサー契約の概要

上記のとおり、本公開買付けを含む本取引は、本スポンサー契約に基づいて行われます。

本スポンサー契約は、対象者の事業価値の維持・最大化等を基本理念として、公開買付者が、対象者グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に対象者の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて対象者の発行済普通株式の全部を取得すること、対象者が公開買付者を対象者グループのスポンサーとすることを前提とした対象者グループの再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）を策定し、当該計画の対象となる対象者の主要な金融債権者から本再生計画案への同意を平成24年7月20日付で取得すること等を骨子とするものです。

本スポンサー契約には、本公開買付けに関する以下の合意が含まれております。

- (i) 対象者が、対象者の取締役会において、対象者の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。但し、利益相反の疑いを回避するため、社外監査役松本健吾氏は除く。）の全会一致の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する。
- (ii) 対象者は、公開買付者による本公開買付け及び第二回公開買付けの開始及び完了に向け、最大限協力する。

また、本スポンサー契約には、上記のほか、以下に規定する内容の合意が含まれております。

- (iii) 対象者は、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かかる賛同を撤回しない。
- (iv) 第二回公開買付けが成立した場合において、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかったときは、対象者は、①普通株式及び本優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいう。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」という。）を平成24年12月を目処として開催し、上記①乃至③を上程し、かつ、上記②の定款一部変更を付議議案に含む普通株主及び本優先株式の株主による各種類株主総会（以下、総称して「本種類株主総会」という。）を本株主総会の開催日に開催し、上記②を上程する。公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会のうち議決権を有するものについて、それぞれ上記各議案に賛成する。
- (v) 公開買付者は、本公開買付けの終了後、対象者が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、今後の対象者の新規事業展開や市中金融機関からの借入れの返済等を目的とした対象者の資金調達のための調整について、商業上合理的な努力をする。
- (vi) 公開買付者は、対象者が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、対象者の要望がある場合、ビジネス機会に関する情報の供与その他の方法により、対象者に対して再生のための業務上の支援を商業上合理的な範囲にて行う。
- (vii) 公開買付者は、対象者の議決権の過半数を有する限り、対象者の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する。
- (viii) 対象者は、第二回公開買付けの決済日後直ちに（但し、本公開買付けが成立した場合において第二回公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、対象者の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する。
- (ix) 公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる。

④本再生計画の概要

上記のとおり、本スポンサー契約は、対象者が公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選定すること、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて対象者の発行済株式の全てを取得することのほか、対象者が、本再生計画案を策定することを内容としています。対象者によれば、対象者は、本再生計画案の対象となる対象者の主要な金融債権者に対して本再生計画案を提示し、平成24年7月20日付で当該計画の対象となる対象者の主要な金融債権者全員から、当該計画案に対する同意を取得しており、本再生計画案は再生計画（以下「本再生計画」といいます。）として成立しているとのことです。

本再生計画は、公開買付者を対象者グループのスポンサーとするスポンサー支援型の再生計画であり、①公開買付者が、本公開買付け及び第二回公開買付け等の手続きを通じて、対象者を公開買付者の100%子会社とすること、並びに、②本公開買付けの成立を停止条件として、(a)対象者の金融債権者（但し、担保により債権全額が保全される債権者を除きます。）の有する債権を公開買付者が譲り受けること、(b)整理回収機構が対象者の連結子会社である有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツに対して有する、主債務者をターンアラウンド債権回収株式会社とする保証債務履行請求権について、有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツが整理回収機構に対して一定額を支払うことを条件として解除すること、及び、(c)SPARTA1が保有する本優先株式20,000株を公開買付者が譲り受けること、並びに、③レオアセットマネジメント株式会社及び中小企業飲食機構株式会社が保有する、対象者の連結子会社である株式会社西新宿投資2号に対する匿名組合出資に係る一切の権利を対象者が譲り受けること等（以下②(a)乃至(c)及び③の取引を総称して、「本債権等譲受け」といいます。）を骨子としているとのことです。なお、公開買付者は、対象者の事業の状況や経済環境等に鑑み、公開買付者の裁量により、本再生計画に基づき取得する債権の一部についてのリスケジュール・債権放棄等の対象者に対する金融支援を将来的に行う可能性があります。

⑤本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び対象者は、本スポンサー契約において、(i)公開買付者は、対象者の議決権の過半数を有する限り、対象者の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する旨、(ii)対象者は、第二回公開買付けの決済日後直ちに（但し、本公開買付けが成立した場合において第二回公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、対象者の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する旨、(iii)公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる旨、合意しております。

また、公開買付者は、今後対象者において作成する予定の対象者の事業計画等が公開買付者にとって満足のいくものである場合、対象者グループに在籍している従業員全員の雇用を原則として本公開買付け完了後3年間維持し、かつ従業員の処遇については現行レベルを維持する予定です。

公開買付者は、対象者をして、対象者グループが有する債権の回収を最大限に行うことによって、対象者の企業価値を最大化すべく、商業上合理的な努力を行わせ、また、対象者との間で、潜在的シナジー効果を特定・実現するための最良の方法につき、誠実に協議する意

向です。たとえば、公開買付者の関係会社及びこれらの運用するファンドが、日本において今後もローンを含む様々な種類の資産についての投資活動を積極的に行う場合において、対象者が関連ポートフォリオに係るサービス会社又は投資ビークルとして適切であり、かつ、取引条件、その他諸般の状況を踏まえ適切であると公開買付者が判断した場合、公開買付者は、対象者グループの再生を支援するため、対象者をサービス会社又は投資ビークルとして起用する意向です。

(3) 本公開買付価格の決定

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で442円、456円及び508円。小数点以下四捨五入。）及び直近の市場株価（本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の終値541円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み、公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、かつ対象者、本応募株主及び本応募株主の保有する対象者普通株式に設定された担保権に係る担保権者（以下「本担保権者」といいます。）との協議及び交渉の結果も踏まえ、平成24年7月20日、最終的に本公開買付価格を442円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格442円は、本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して30.3%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して2.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して3.3%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して13.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額になります。

(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

インデックスが保有する対象者普通株式の全部（312,500株、株式保有割合にして18.25%）について、整理回収機構が担保権を設定しておりますが、公開買付者、インデックス及び整理回収機構は、平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、整理回収機構が上記担保権を消滅させ、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii)公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間

の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、インデックスが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、インデックスが、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

（注1） 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

（注2） 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されております。

また、CBSフィナンシャルサービスが保有する対象者普通株式の全部（312,500株、株式保有割合にして18.25%）について、公開買付者は、CBSフィナンシャルサービスとの間で平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii)公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、CBSフィナンシャルサービスが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、CBSフィナンシャルサービスが、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

（注1） 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

（注2） 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されております。

また、NISグループが保有する対象者普通株式の全部（252,278株、株式保有割合にして14.73%）のうち244,021株（株式保有割合にして14.25%）について、整理回収機構が担保権を設定しておりますが、公開買付者、NISグループ及び整理回収機構は、平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、整理回収機構が上記担保権を消滅させ、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回され又は変更若しくは延長（但し、法令によ

り要求される場合及びNISグループの事前の書面による承諾に基づく場合を除く。) されていないこと、(ii)NISグループによる本公開買付けへの応募を禁止し又は制限する管轄権を有する裁判所又は行政機関による判決、決定又は命令が存在しないこと、(iii)整理回収機構が同契約の定めに従い上記担保権を消滅させていること、及び、(iv)法第166条第4項の定める方法により公表されていない対象者に関する重要事実(法第166条第2項に定める重要事実をいいます。)が存在しないこと(但し、本公開買付けにおける対象者普通株式の売付けが法第166条第6項第7号に該当する場合を除きます。)を条件として(なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、NISグループが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。)、NISグループが、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。但し、本公開買付けと競合する対象者普通株式に対する公開買付け(以下「競合買付け」といいます。)が公表(法第167条第4項において定義されるのと同様の意味を有するものとします。)された場合又は競合買付けに係る公開買付開始公告がなされた場合で、競合買付けの条件が、本公開買付けの条件と比較し、客観的かつ合理的な証拠に基づき有利と認められる場合には、NISグループが本公開買付けに応募する義務を負わない(但し、NISグループが保有する対象者普通株式のうち、上記担保権が設定された対象者普通株式については、整理回収機構が、本再生計画に対する同意、並びに、整理回収機構が自ら保有する対象者普通株式の本公開買付けへの応募に関する整理回収機構及び公開買付者間の公開買付応募契約を適法に撤回及び解約した場合に限ります。)ものとされております。

(注) 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

また、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズが保有する対象者普通株式の全部(153,139株、株式保有割合にして8.94%)について、公開買付者は、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズとの間で平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii)公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務(注1)又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証(注2)に重大な違反がないことを条件として(なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。)、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズが、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契

約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されております。

また、関西フィナンシャル・ポートが保有する対象者普通株式の全部（77,000株、株式保有割合にして4.50%）について、公開買付者は、関西フィナンシャル・ポートとの間で平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii)公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、関西フィナンシャル・ポートが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、関西フィナンシャル・ポートが、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

（注1） 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

（注2） 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されております。

また、NISリアルエステートが保有する対象者普通株式の全部（75,270株、株式保有割合にして4.40%）について、整理回収機構が担保権を設定しておりますが、公開買付者、NISリアルエステート及び整理回収機構は、平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、整理回収機構が上記担保権を消滅させ、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii)公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、NISリアルエステートが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、NISリアルエステートが、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

（注1） 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されております。

また、整理回収機構が保有する対象者普通株式の全部（54,300株、株式保有割合にして3.17%）について、公開買付者は、整理回収機構との間で平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii)公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、整理回収機構が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、整理回収機構が、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されております。

さらに、SPARTA1が保有する対象者普通株式の全部（167,653株、株式保有割合にして9.79%）について、株式会社リサ・パートナーズが担保権を設定しておりますが、公開買付者、SPARTA1及び株式会社リサ・パートナーズは、平成24年7月20日付で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、株式会社リサ・パートナーズが上記担保権を消滅させ、(i)本公開買付けの開始に必要な全ての手続が取られており、本公開買付けが同契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、及び、(ii)公開買付者において本公開買付けに係る買付期間の開始日までに履行すべき同契約に基づく義務（注1）又は同契約締結日若しくは本公開買付けに係る買付期間の開始日における公開買付者の同契約上の表明保証（注2）に重大な違反がないことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、SPARTA1が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、SPARTA1が、その保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

(注1) 同契約において、公開買付者は、(i)秘密保持義務・秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務及び(ii)同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る

義務を負っております。

(注2) 同契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行に必要な手続の適法かつ適式な履行、同契約の適法かつ有効な締結、同契約の法的拘束力及び強制執行可能性、同契約の締結及び履行の法令等、内部規則、重要な契約等、司法・行政機関の判断等との抵触の不存在、同契約の締結及び履行に必要な許認可・承認等の取得その他法令等上の手続の履践に関する事項が規定されております。

なお、対象者は、平成24年7月20日現在、本優先株式20,000株を発行していますが、上記のとおり、公開買付者は、SPARTA1との間で、平成24年7月20日付で、SPARTA1が所有する本優先株式の全部(20,000株)を公開買付者が有償で譲り受ける旨の契約を締結しており、本公開買付けの成立等を条件として、SPARTA1が所有する本優先株式の全部を、本公開買付けの決済日又は平成24年8月24日のいずれか先に到来する日に取得する予定です。これにより、公開買付者は、対象者が平成24年7月20日現在発行する本優先株式の全部を所有するに至ります。本優先株式は、議決権のない株式であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式であり、その譲渡価格は、SPARTA1との間の交渉の結果決定され、かつ、本公開買付け及び第二回公開買付けとは別に、SPARTA1との間の契約に基づくもので、また、整理回収機構その他の対象者の主要な金融債権者全員の承諾を得て最終的に確定したものであり、SPARTA1を不当に優遇するものではありません。

(5) 第二回公開買付けに関する事項

① 第二回公開買付けの概要

上記「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付け等の期間（以下「第二回公開買付け期間」といいます。）を平成24年8月30日（予定）から同年10月12日（予定）（30営業日を予定）として、その時点で公開買付者以外の者の所有する対象者普通株式の全てを取得することを目的として、第二回公開買付けを実施することを予定しています。但し、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間の延長、決済の遅延その他やむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を延期し、第二回公開買付け期間を変更する可能性があります。かかる場合であっても、実務的に可能な範囲で速やかに第二回公開買付けを開始する予定です。また、本公開買付けが不成立となった場合には、公開買付者は、第二回公開買付けを実施しない予定です。

第二回公開買付けは、本公開買付けで公開買付者が取得しなかった対象者の発行済普通株式の全てを取得するため、第二回公開買付け価格を本公開買付け価格より高い1株当たり575円とし、本応募株主以外を対象者の株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により、対象者普通株式を売却する機会を提供することを企図しております。

平成24年7月20日現在、公開買付者は、第二回公開買付けについては、買付予定数の下限は設定せず、自己資金により買付けに要する資金を賄うことを予定しており、また、撤回事由については、令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項を予定しており、このうち令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の

記載が欠けていることが判明した場合、又は、対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合のいずれかに該当する場合は予定しております。

② 公開買付けを2回実施する理由

公開買付者が、本公開買付けに加え、第二回公開買付けを行うことを予定している理由は以下のとおりです。

公開買付者は、本取引を検討するにあたり、まず、対象者の大株主である本応募株主及び本担保権者との間でそれぞれ個別に交渉し、その結果、その所有する対象者普通株式の全てを公開買付者に譲渡すること及びその価格について合意に達しました。

もっとも、本応募株主からの対象者普通株式の取得は法に基づき公開買付けによることが必要であり、かつ、当該公開買付けにより、本応募株主が所有している対象者普通株式を取得した場合、当該公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法に基づき買付けを行う株券等の数に上限を設定することができないため、当該公開買付けの結果次第では、対象者普通株式が上場されている東証マザーズの上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性がございました。

そこで、公開買付者は、本応募株主を除く対象者の普通株主の皆様の保護の観点から、本取引により、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により対象者の発行済普通株式の全てを取得することとし、その一環として、本応募株主を除く対象者の普通株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により対象者普通株式を売却する機会を提供することといたしました。

他方、上記のとおり本応募株主からの対象者普通株式の取得は法に基づき公開買付けによる必要があるところ、かかる合意における普通株式の価格は、上記のとおり、本応募株主及び本担保権者との間の交渉の結果決定されたものであり、必ずしも本応募株主を除く対象者の普通株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により対象者普通株式を売却する機会を提供するものとはいえない可能性がありました。

そこで、公開買付者は、本取引を、(i)本応募株主からその所有する対象者普通株式の全てを取得することを目的として、本応募株主及び本担保権者と合意した買付け等の価格により行う本公開買付け、及び(ii)本応募株主を除く対象者の株主の皆様から対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、かかる株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格により、対象者普通株式を売却する機会を提供するために行う第二回公開買付けの2回の公開買付けにより実行することとしたものです。

③ 本公開買付価格と第二回公開買付価格とが異なる理由

本公開買付価格は、上記のとおり、本応募株主及び本担保権者との間で交渉を行った結果決定した価格です。これに対し、第二回公開買付価格は、後記「④第二回公開買付価格の決定」記載のとおり、本応募株主以外の対象者の株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格を提供することを企図して、決定されたものです。このように、本公開買付価格及び第二回公開買付価格は異なる方法により決定されたものであり、その結果として、公開買付者は、本公開買付価格を442円、第二回公開買付価格を

575円としております。

④ 第二回公開買付価格の決定

公開買付者は、本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で442円、456円及び508円。小数点以下四捨五入。）及び直近の市場株価（本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の終値541円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み、公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、さらには過去5年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、第二回公開買付価格を1株につき575円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、第二回公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

第二回公開買付価格575円は、本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して25.8%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して12.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

対象者によれば、対象者の取締役会は、第二回公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、対象者として現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すべきであること、もっとも、第二回公開買付価格は本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考える旨を取締役の全員一致により決議したとのことです（対象者が行った措置の詳細は、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。）。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者によれば、対象者は、対象者の大株主である本応募株主が公開買付者と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があること、及び、

後記「(8) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり対象者普通株式について上場廃止となる可能性があることを踏まえ、本公開買付価格及び第二回公開買付価格を含む本取引の条件の公正性の担保、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、本公開買付けに対する意見表明を決議するにあたって、主に以下のような措置を実施したとのことです。

①対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格及び第二回公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、霞が関監査法人より、平成24年7月19日に株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。

株式価値算定書において、霞が関監査法人が用いた手法は、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の1株当たりの価値算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法：442円～634円

DCF法：0円～370円

市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、算定基準日時点における対象者の評価額を最も客観的かつ公正に表すものであると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を本公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日として、算定基準日の終値（541円）及び売買高加重平均値（634円）並びに算定基準日時点までの対象者の普通株式の過去1ヶ月間における終値平均値442円及び売買高加重平均値542円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値を442円～634円と算定したとのことです。なお、対象者の株価は算定基準日時点から4ヶ月～3ヶ月前頃の期間において投資家の思惑により乱高下しており、その影響を排除する観点から、株価算定期間として1ヶ月を採用しているとのことです。

DCF法は、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であり、事業継続を前提とした場合の価値評価を行う上で最も適切な手法の一つであると考え、採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を0円～370円と算定したとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

②独立した社外監査役の意見

対象者によれば、対象者は、平成24年7月9日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本

取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、(イ)本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の目的が公正なものといえるか、(ロ)本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性は確保されているか、(ハ)本公開買付け及び第二回公開買付けについて、対象者の取締役会が賛同意見を表明することは妥当か、(ニ)本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問したとのことです。なお、対象者の社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンスーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、かかる諮問の対象とはしていないとのことです。

池田氏は、上記諮問事項について対象者から公開買付者の提案内容、具体的には、本取引の目的、本公開買付け及び第二回公開買付けの諸条件及び後記「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等、その他本取引の背景等に関することについて説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の諸条件につき検討を行ったとのことです。また、対象者及び霞が関監査法人から、株式価値算定書の内容について説明を受け、その合理性を検討したとのことです。さらに、対象者より、公開買付者、本応募株主及び本担保権者との交渉状況等を聴取することにより、意思決定に至る手続の適正性を検討したとのことです。また、西村あさひ法律事務所から、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けているとのことです。

池田氏は、以上の経緯のもとで、上記諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成24年7月20日に、対象者に対し、(イ)本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引については、公開買付者を対象者グループのスポンサーに選定することを前提として、同社が対象者の100%親会社になることによって対象者グループの事業再生の早期実現につながり、もって対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的が公正である、(ロ)本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引の取引条件は公正である、(ハ)本公開買付けは、上記(イ)のとおりその目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであるから、対象者としてこれに賛同することには合理性があると認められる、もともと本公開買付価格442円の妥当性については、本公開買付価格は、最終的には公開買付者及び本応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、本公開買付価格は、上記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い第二回公開買付価格575円を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、対象者として意見を留保すべきである、また、第二

回公開買付けが実施される場合には、上記（イ）のとおりかかる第二回公開買付けについても目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、対象者の意見書提出時点の状況に基づく判断として、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同することには合理性があると認められる、もっとも、第二回公開買付けは本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けの妥当性に関しては対象者として意見を留保すべきである、(ニ)(a)後記「⑤本取引の実施における少数株主の利益への配慮」に記載しているとおおり、本取引は、公開買付者において本公開買付け価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けを実施する予定である旨を明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であること、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することに特段不合理な点はないと判断されること、本普通株式全部取得手続において裁判所の判断を仰ぐ機会が認められていることなど、本取引を構成する本公開買付け、第二回公開買付け及び第二回公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体の内容を踏まえると、本取引においては公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに、(b)第二回公開買付け価格575円について、本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となるものの、第二回公開買付け価格575円は、上記霞が関監査法人の株式価値算定に記載される市場株価法の結果の範囲内であり、かつ同監査法人によるDCF法による株式価値算定結果の上限値である370円に対して55.4%のプレミアムを加えた金額であること、また、直近の一定期間、具体的には、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して25.8%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して12.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額に、それぞれなることを踏まえると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする意見書を提出しているとのことです。

③独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

④取締役及び利害関係を有しない監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、平成24年7月20日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者におけるスポンサー選定の経緯及び公開買付者における本取引の実施を決定するに至った経緯」に記載したような対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、不良債権市場が縮小し他社との競合が一段と激しくなる中、対象者存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を迅速かつ効果的に進めていくには、公開買付者とのより強力な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と実行、並びに機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断したとのことです。これに加えて、対象者は、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えているとのことです。

また、対象者は、後記「(8) 上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者は上場廃止となった場合には、これに伴い、株式市場からの柔軟な資金調達や株式を上場していることに伴う信用といった利益を享受することができなくなる等の不利益を被るものの、本取引が実施されることにより対象者の得ることのできる利益が、本取引が実施されることによるかかる不利益よりも大きいと判断したとのことです。

以上により、対象者は、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及び公開買付者の支援に基づき短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断されること、また、このような目的を達成するためには、公開買付者を親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断されること等から、本公開買付けを経た上で公開買付者の100%子会社となることが対象者の最善の利益に適うと判断したとのことです。さらに、上記「①対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書における算定結果、上記「②独立した社外監査役の意見」記載の独立した社外監査役の意見、並びに、西村あさひ法律事務所及びCDIからの助言を踏まえつつ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、本公開買付けの諸条件についても、対象者の株式を公開買付者が取得することに賛同する意見を表明する上で合理的な条件であると判断したため、取締役全員の一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議したとのことです（但し、上記取締役会においては、本公開買付け価格は、最終的には公開買付者及び本応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、本公開買付け価格は、上記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取

引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、対象者普通株式の応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。)

さらに、対象者の取締役会は、第二回公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、対象者として現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すること、もっとも、第二回公開買付価格は本公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考える旨を決議したとのことです。

なお、対象者監査役のうち、社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付価格及び本公開買付けを含む本取引の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておらず、また、上記の賛同決議に関する審議及び決議にも参加していないとのことです。上記取締役会決議にあたっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については対象者の株主の判断に委ねること」、及び現時点においては「第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「第二回公開買付けへの応募については株主の判断に委ねること」、並びに、「公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考える旨を決議すること」について異議はない旨の意見を述べているとのことです。

⑤本取引の実施における少数株主の利益への配慮

対象者によれば、本取引は、本公開買付け及び第二回公開買付けという二回の公開買付けを含む構成となることが予定されており、この点については、公開買付者からその理由及び本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である575円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定である旨、明確に説明を受けているとのことです。このように、本取引は、公開買付者において本公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けを実施する予定である旨を明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われるとのことです。

また、後記「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、本取引において公開買付者は、本公開買付け及び第二回公開買付けにより発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、全部

取得条項付種類株式を用いたスキームである本普通株式全部取得手続により、発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。そして、公開買付者は、本普通株式全部取得手続において必要となる株主総会については第二回公開買付けの成立後平成24年12月までに開催することを対象者に要請することを予定しており、本普通株式全部取得手続の対価に関しては、第二回公開買付価格と同一の価格を基準として算定する予定です。対象者によれば、実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、第二回公開買付けの期間に近接した時点を経験日とし、当該経験日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、第二回公開買付け期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられるとのことです。このため、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されるとのことです。

さらに、本普通株式全部取得手続においては、後記「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、会社法上、買付価格又は取得価格を争う機会が残されております。第二回公開買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。この点に鑑みても、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引を全体としてみた場合、少数株主の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引であり、少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとのことです。

対象者は、上記「②独立した社外監査役の意見」に記載のとおり、公開買付者及び本取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付け及び第二回公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかという点についても諮問したとのことです。この点について、同氏は、上記「②独立した社外監査役の意見」に記載のとおり、本取引はその構造及び制度等の、本取引全体の内容を踏まえると、少数株主の利益に対する配慮が十分になされたものであり、また、第二回公開買付価格575円について、株式価値算定結果や当該価格が直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であることを踏まえると本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする旨を含む、意見書を提出しているとのことです。

(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、最終的には対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、本公開買付け及び本公開買付け成立後に第二回公開買付けを実施する予定です。

もっとも、公開買付者及び対象者は、本スポンサー契約において、本公開買付け及び第二回公開買付けが成立したにもかかわらず、公開買付者が本公開買付け及び第二回公開買付けを通じて対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、対象者は、公開買付

者の指示に従い、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得するために合理的に必要な行為（平成24年12月を目処に本株主総会及び本種類株主総会を開催し、公開買付者が満足する内容及び方法において対象者を公開買付者の完全子会社とするために必要な一切の議案を提出することを含みます。）を行う旨、合意しております。

公開買付者は、本公開買付け及び第二回公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得するための本普通株式全部取得手続を実施することを予定しています。

なお、本公開買付けの不成立により第二回公開買付けが行われない場合には、本普通株式全部取得手続も実施されません。

また、公開買付者は、本普通株式全部取得手続の具体的な方法としては、本公開買付け及び第二回公開買付けが成立した後に、公開買付者は、(a)対象者において普通株式及び本優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、並びに(c)対象者の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む本株主総会を開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主及び本優先株式の株主による本種類株主総会を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会のうち議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様が交付される金銭の額については、第二回公開買付け価格575円に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、平成24年7月20日現在未定であります。公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなるよう、公開買付け以外の対象者の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(i)上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行う

ことができる旨が定められており、また、(ii)上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け及び第二回公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付け以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付け以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付け者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付け以外の普通株主の皆様へ交付される金銭の額については、第二回公開買付け価格575円に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付け及び第二回公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(8) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、平成24年7月20日現在、東証マザーズに上場されていますが、公開買付け者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果によって、以下の①から③まで等の東証マザーズの上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

① 上場会社の事業年度の末日において流通株式の数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役及び執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が1,000単位未満である場合において、1年以内に1,000単位以上としないとき

② 上場会社の事業年度の末日に株主数が150人未満である場合において、1年以内に150人以上としないとき

③ 上場会社の事業年度の末日に流通株式の時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が2億5,000万円未満である場合において、1年以内に2億5,000万円以上としないとき

もっとも、上記①ないし③のいずれについても、上場会社の事業年度の末日及び当該日から1年の猶予期間における数値を基準として判断されるところ、本公開買付けの開始後最初

に到来する対象者の事業年度の末日は、平成25年3月31日です。上記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」「① 第二回公開買付けの概要」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付け等の期間を平成24年8月30日（予定）から同年10月12日（予定）（30営業日を予定）として、第二回公開買付けを実施することを予定しておりますので、本公開買付け成立時点及び第二回公開買付け完了時点でも当該基準に該当しないものと考えており、上記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」に記載のとおり、公開買付者は、第二回公開買付けを実施する予定です。第二回公開買付けの結果次第では、事業年度末日における判断で東証マザーズの上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、上記「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、第二回公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本普通株式全部取得手続を予定していますので、その場合には、東証マザーズの上場廃止基準に従い、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式を東証マザーズにおいて取引することはできません。また、上記「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

4. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 商号 | ニッシン債権回収株式会社 |
| ② 本店所在地 | 東京都千代田区九段南四丁目2番11号 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 森泉 浩一 |

(2) 買付け等の期間

- ①届出当初の期間
平成24年7月23日（月曜日）から平成24年8月17日（金曜日）まで（20営業日）
- ② 公開買付開始公告日
平成24年7月23日（月曜日）
- ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性
法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成24年8月31日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金442円

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,712,440 (株)	1,147,335 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,147,335株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,147,335株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である1,712,440株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第11期有価証券報告書(平成24年6月29日提出)に記載された平成24年3月31日現在の発行済普通株式の総数(1,712,440株)となります。

(5) 買付代金

756,898,480円

(注) 買付代金は、買付予定数(1,712,440株)に、1株当たりの買付価格(442円)を乗じた金額を記載しています。

(6) 応募及び契約の解除の方法

(a) 応募の方法

① 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

③ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

④ 外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

⑥ 公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

⑦ 公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口

座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

[有効期限内の原本]

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

[発行から6ヶ月以内の原本]

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

※ 各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

① 登記簿謄本

② 法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任にあたる者)の本人確認書類(上記「個人」と同様)

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(居住者である個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(b) 契約の解除の方法

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件と

します（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

(c) 株券等の返還方法

応募株主等が上記「(b) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「(7) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(d) 株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 24 年 8 月 24 日（金曜日）

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により公開買付期間が延長される場合には、決済の開始日は平成 24 年 9 月 7 日（金曜日）となり、この場合、第二回公開買付けの開始日にも影響を与えることとなります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(8) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,147,335株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,147,335株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

ア 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

イ 対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「(6) 応募及び契約の解除の方法」の「(b) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買

付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合にはその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ブルーホライズン合同会社をいい、「対象者」とは、ニッシン債権回収株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の記載において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。